

野城尚代（日本女大）

【目的】職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的に、1995年に育児・介護休業法が制定されている。法律の制定の他に労働省を主導として、様々な両立支援事業が行われている。本研究では、両立支援事業のなかの、ファミリー・サポート・センターについて事例研究を行う。ファミリー・サポート・センターが、①職業生活と家庭生活の両立を支援するという側面に加えて、②地域における新しいネットワーク作りの効果はあるのか、③女性の就業機会を創出しているのか、を視点にして考察する。

【方法】まず、労働省女性局と財団法人婦人少年協会の資料から、ファミリー・サポート・センター事業の経緯と概況について把握する。次に、特徴的なファミリー・サポート・センターを対象にして、資料収集を行うとともにアドバイザーなどの関係者へのヒアリング調査を行う。各地域での取り組みについて、地域的な背景を考慮しながら、ファミリー・サポート・センターの効果と問題点を考察する。

【結果】ファミリー・サポート・センターは1994年度に事業化され、1998年度は44市で展開される。育児の援助を行う提供会員（協力会員）と育児の援助を受ける依頼会員（利用会員）による相互援助活動である。具体的には、保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の援助、子どもが病気の時の援助等である。保育所の補完という意味も含めて両立を支援していることが確認でき、地域によっては新しいネットワーク作りの効果もみられた。依頼会員の就業機会を広げている一方で、提供会員は、ワーカーズ・コレクティブの介護・育児サービスの運営の方法と類似しているが、就業ではなく有償ボランティアの位置にある。